

第 2 2 期 第 5 回
和歌山県内水面漁場管理委員会
議 事 録

日 時 : 令和 8 年 5 月 1 4 日 (木)
午後 4 時 3 0 分から午後 5 時 3 分まで

場 所 : 和歌山市湊通丁北 2-1-2
ホテルアバローム紀の国 5 階 スズラン

第 2 2 期第 5 回和歌山県内水面漁場管理委員会議事録

1 日 時 令和 8 年 5 月 1 4 日 (木)
午後 4 時 3 0 分から午後 5 時 3 分まで

2 場 所 和歌山市湊通丁北 2-1-2
ホテルアバローム紀の国 5 階 スズラン

3 議 題

- (1) コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示について (指示)
- (2) 潜水器漁法の禁止に係る委員会指示について (指示)
- (3) 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可について (諮問)
- (4) 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可について (諮問)
- (5) 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可について (諮問)

4 そ の 他

5 出 席 者

(委 員) [議席順]

川口恭弘、梶村麻紀子、小久保友義、丸山清重、大屋敏治、
森岡康次、藤村全史、稲野俊直、木元伸彦

(県)

垣内水産局長、宮本水産振興課長、島村資源管理課長、
上出漁場整備班長、林資源管理課副課長、原田課長補佐兼漁業調整班長、
高橋漁業取締班長、古川主任、内田主査、赤松主査、大槻副主査

(振興局)

安江主任 (海草)、増田技師 (那賀)、河里副主査 (伊都)、
横濱主任 (有田)、南主任 (日高)、山根主任 (西牟婁)、
奥山副主任 (東牟婁)

(事務局)

島村事務局長、坂成書記

5 議事内容

(午後 4 時 3 0 分開会)

島村事務局長

定刻になりましたので、只今から、第 22 期第 5 回和歌山県内水面漁場管理委員会を開催します。

本日は、中垣委員が欠席されていますが、9 名の出席があり、過半数に達しております。従いまして本日の委員会が成立していることをご報告します。

ここで祝電をいただいておりますのでご披露させていただきます。

(祝電を代読)

それでは、開会にあたりまして、川口会長からご挨拶をお願いします。

川口会長

第 22 期第 5 回内水面漁場管理委員会の開催にあたり、ご挨拶申し上げます。委員の皆様、県職員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、5 月に入り、アユのシーズンが到来しました。今年は厳しい状況ではございますが、各河川が多く釣りの人で賑わうことを期待したいと思います。

本日の議案は 5 件あり、いずれも重要な案件ですので、十分にご審議をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

島村事務局長

ありがとうございました。

続きまして、和歌山県農林水産部水産局の垣内水産局長から、ご挨拶をお願いいたします。

垣内水産局長

水産局長の垣内です。私の方から一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様方には大変ご多忙の中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。また、平素は内水面漁業振興のため、ご尽力を賜っておりますこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて、和歌山県には大小様々な河川があり、豊かな山々から

流れる清流では、アユなどを対象とした伝統的な漁業が受け継がれ、それらの重要な地域資源を求めて県外からも多くの遊漁者が訪れています。県としましては、こうした河川の恵みを将来にわたって享受できるよう、内水面漁業の振興のため、種苗放流や産卵場造成の支援のほか、水産試験場での資源研究などに取り組んでいるところです。

委員の皆様におかれましては、今後とも、高い知識と経験を生かしたご提言を賜うことができれば、幸いです。

県としてもご提言をもとに内水面振興に取り組んでいければと考えております。

本日の委員会は先ほど会長から説明頂いたように第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可についての諮問が3件。また、コイヘルペスウイルス病と潜水器漁法の禁止に係る委員会指示も審議いただきます。いずれも重要な案件と考えており、委員の皆様に、十分にご審議を賜りますようお願いしまして、簡単でございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

島村事務局長

ありがとうございました。

ここで、県の人事異動が4月1日付けでありましたので、新たに水産局に着任しました班長以上の職員と資源管理課の職員を紹介いたします。

事務局につきましては、私、島村が引き続き事務局長を兼務いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは紹介させていただきます。

水産振興課 宮本課長でございます。

漁場整備班 上出班長でございます。

資源管理課 林副課長でございます。

漁業取締班 高橋班長でございます。

漁業調整班 内田主査でございます。

漁業調整班 坂成主査でございます。

次に、今年度の振興局職員を紹介します。

海草振興局農業水産振興課 安江主任でございます。

那賀振興局農業水産振興課 増田技師でございます。

伊都振興局農業水産振興課 河里副主査でございます。

有田振興局農業水産振興課 横濱主任でございます。

日高振興局農業水産振興課 南主任でございます。

西牟婁振興局農業水産振興課 山根主任でございます。

東牟婁振興局農業水産振興課 奥山副主任でございます。

以上でございます。

ここで、垣内局長及び水産振興課職員は退席させていただきます。

(局長、水産振興課宮本課長、漁場整備班上出班長、退席)

ここからの進行は、書記の坂成に交代いたします。

坂成書記

異動により、今年度書記を務めます、資源管理課漁業調整班の坂成です。よろしくお願いいたします。

議事に入る前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。まず、会議次第です。次に、

資料1 コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示

資料2 潜水器漁法の禁止に係る委員会指示

資料3 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可について
(諮問)

資料4 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可について
(諮問)

資料5 第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可について
(諮問)

以上です。資料の不足はございませんか。

お揃いのようなので、始めさせていただきます。

委員会議事運営規程第4条により、会長が議長を務めることとなっていますので、川口会長よろしくお願いいたします。

川口会長

よろしくお願いいたします。

最初に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。

「森岡委員」「木元委員」の両名にお願いします。

それでは、第1号議案

「コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示について」を上程します。事務局から委員会指示について説明をお願いします。

坂成書記

指示内容について説明させていただきます。資料1をご覧ください。この委員会指示は、平成16年以降、毎年発動されています。まず、1ページの指示内容案を朗読いたします。

(指示内容案を朗読)

委員会指示につきましては、本日ご審議をいただいて、決定すれば5月中の県報に登載する予定です。続きまして、2ページをご覧ください。2ページから4ページのコイヘルペスウイルス病の発生状況等を、資源管理課から説明願います。

古川主任

まずは2ページをご覧ください。こちらはコイヘルペスウイルス病についての概要になります。本日は口頭での詳細な説明は省略させていただきますので、お手数ですが、皆様方それぞれにご確認のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、3ページをご覧ください。全国の発生状況の総括表でございます。表の右から2列目にあります合計の欄をご覧ください。年別の発生件数は、平成16年が最も多く、910件となっております。その後は急激に減少し、下から2行目にあります昨年の合計は6件、内訳は公園で2件、個人池で3件であり、天然水域では水路で1件でした。最後に4ページをご覧ください。本県の発生状況としましては、平成16年、20年、22年に本疾病が確認されて以降は発生しておりませんが、昨年個人池で2件の発生が確認されております。1件は紀美野町の個人池で、所有者と協議の結果、へい死魚および生残魚をすべて埋却処分し、飼育池については消毒を実施しております。もう1件は有田川町の個人池で、所有者と協議の結果、池は屋内にあり、排水は排水池に貯めてから排水可能であることから、飼育水を排水する際に消毒・中和する等のまん延防止措置をとることを条件に、コイの移動を禁止する命令を

発出しております。また、コイの飼育を継続していることから、県で定期的に現地確認を実施しております。

コイヘルペスウイルス病及び発生状況については以上です。

坂成書記

最後に 5 ページ以降ですが、昨年の県報を、参考資料として添付しています。以上でございます。委員会指示の発動につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

川口会長

ただ今、事務局、県から説明がありましたがご意見、ご質問等ございませんか。

(各委員 意見、質問なし)

それでは、今年度も本県においてコイヘルペスウイルス病の発生が懸念されますので、昨年同様に、「コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示」を出すこととしてよろしいでしょうか。

(各委員 異議なしの声)

異議なしとのことですので、「コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示」については、原案のとおり委員会指示を出すことに決定します。

次に第 2 号議案、「潜水器漁法の禁止に係る委員会指示について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

坂成書記

指示内容につきまして説明させていただきます。資料 2 をご覧ください。指示内容案を朗読させていただきます。

(指示内容案を朗読)

続きまして、3 ページと 4 ページには、潜水器漁業の説明や経緯に関する資料をお付けしております。このうち 4 ページの 4 をご覧ください。

ウナギなど内水面における水産資源の継続的利用や地元トラブルの回避のため、当内水面漁場管理委員会で審議いただきまして、平成 27 年 6 月 5 日以降、継続して、潜水器漁法の禁止に係る委員会指示を出していただき、運用して参りました。

指示発令後の経過としましては、5 のとおりです。平成 27 年 6 月に、違反が 1 件確認されたところですが、潜水器漁法の禁止について説明をしたところ、素直に立ち去ったとのことで、その後、違反事例の報告はございません。

6 に採捕を認める場合として、3 番目に内水面漁場管理委員会の承認を記載しております。具体的な手続きとしましては、5 ページ目以降の事務取扱要領案となりますが、これまでのところ申請はございません。9 ページ目以降には、昨年の県報を参考資料として添付しています。

以上でございますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

川口会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。

(各委員 意見、質問なし)

水産資源の継続的利用やトラブル回避のためには、簡易潜水器を用いた漁業の制限が必要と考えられます。今年度も、「潜水器漁法の禁止に係る委員会指示」を出すこととしてよろしいでしょうか。

(各委員 異議なしの声)

異議なしとのことですので、「潜水器漁法の禁止に係る委員会指示」については、原案のとおり委員会指示を出すことに決定します。

次に、第 3 号議案「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可について」を上程いたします。

事務局から諮問文を朗読願います。

坂成書記

(諮問文を朗読)

川口会長

県からの諮問でありますので、県から説明をお願いいたします。

大槻副主査

この度、貴志川漁協から和内共第3号の遊漁規則について変更認可申請がありましたので、資源管理課から説明させていただきます。

それでは、資料3の4ページの新旧対照表を御覧下さい。

貴志川漁協の和内共第3号の変更内容は、アユの遊漁期間の延長となっております。

開始日を現行の6月1日から5月20日に早めることにより、遊漁者を増加させることを目的とした変更です。

変更後の解禁日は、早期解禁を除き、近隣の河川と同等程度の解禁日となっております。

また、軽微な修正による変更となりますが、遊漁期間の延長の変更認可申請に併せ、前回漁業権更新時に遊漁規則から消えてしまっていた、あゆルアー釣りの漁場区域についての記載を再度掲載する変更となっております。

最後に、資料10ページを御覧下さい。

遊漁規則の認可については、遊漁を不当に制限するものでないこと、遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比べて妥当であることが県の認可要件となっています。今回の変更申請については、先ほど説明しました内容から、これらの要件を満たすものと考えられます。

本議案の説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

川口会長

ただいま、第3号議案について説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。

小久保委員

最近ルアー釣りが増えてきていると良く聞きますが、県内河川で友釣りとはルアー釣りそれぞれの割合はどのくらいでしょうか。情報があれば参考にお伺いしたいです。

川口会長

まだ許可を出している河川も少ないので、ルアーの釣り人は多くないと思います。

藤村委員

ルアー釣りができるエリアも限られているので、体感では1割に満たない程度かなと思います。またルアー釣りをされる方は、リリースされる方が多い。もっといろんなところでルアー釣りができたら良いなという声も聞きますが、各漁協さんの事情もあるので難しいかなと思います。それでも増えてきましたね。

川口会長

連合会としてはあゆルアー釣りを推進していくべきという結論になっていますし、これから実績も出てくれば増えてくるのではと思います。

友釣りと違って簡単で若い方も始めやすいので、これからの主流になるのではと連合会では考えております。

皆様のご支援をいただいて進めていければと思いますのでよろしく願いいたします。

他にご意見、ご質問等はございませんか。

(各委員 意見、質問なし)

他にないようですので、お諮りしたいと思います。

第3号議案につきましては、諮問内容のとおり、異議がない旨の答申をしてよろしいでしょうか。

(各委員 異議なしの声)

異議なしということですので、本議案については、そのように決定します。

それでは、第4号議案「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可について」を上程いたします。

事務局から諮問文を朗読願います。

坂成書記

(諮問文を朗読)

川口会長

県からの諮問でありますので、県から説明をお願いいたします。

大槻副主査

この度、古座川漁協から和内共第 26 号の遊漁規則について変更認可申請がありましたので、資源管理課から説明させていただきます

それでは、資料 4 ページの新旧対照表を御覧下さい。

古座川漁協の和内共第 26 号の変更内容は、アユ遊漁料の年券の女性半額及び日券の減額をするものです。

当漁協においては、近年遊漁者が減少傾向であり、女性や若年層の新たな遊漁者を増やすことを目的とした変更となっております。

変更後の遊漁料は、県内の他河川と比較して同等程度の金額となっております。

なお、女性のアユ遊漁者数は少なく、仮に女性の遊漁者が大きく増加しなかったとしても漁協経営への影響はほとんどないと考えられます。

最後に、資料 10 ページを御覧下さい。

遊漁規則の認可については、遊漁を不当に制限するものでないこと、遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比べて妥当であることが県の認可要件となっております。今回の変更申請については、先ほど説明しました内容から、これらの要件を満たすものと考えられます。

本議案の説明は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

川口会長

ただいま、第 4 号議案について説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。

藤村委員

釣り人としての立場の意見となりますが、物価高の中で他のレジャーと比べて和歌山県の遊漁料は低いかなと思います。

値段が下がって魚を入れてくれていないという状況より、高くても、放流されて釣りができる環境にしてくれた方が良いでしょう。

という声をよく聞きます。また女性の釣り客を増やすためにはトイレの問題が大きいと思います。この問題は漁協さんだけでは解決が難しいと思うので、県にもご協力いただけたら良いなと思っています。

この内容に反対しているわけではなく賛成ですが、放流や環境の整備をしっかりとできるのであれば値段が高いことはデメリットにはならないという意見もあるということを申しておきたいです。

川口会長

一般の方の声を反映した貴重なご意見、ありがとうございます。

他にご意見、ご質問等はございませんか。

稲野委員

新旧対照表内で「もずくがに」と表記がありますが、「もくずがに」ではないでしょうか。

原田課長補佐兼
漁業調整班長

簡易なミスと思われますが、漁協さんと確認しながら対応します。

川口会長

対応よろしく願いいたします。

他にご意見、ご質問等はございませんか。

(各委員 意見、質問なし)

ないようですので、お諮りしたいと思います。第4号議案につきましては、諮問内容のとおり、異議がない旨の答申をしてよろしいでしょうか。

(各委員 異議なしの声)

異議なしということですので、本議案については、そのように決定します。

それでは、第5号議案「第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更認可について」を上程いたします。

坂成書記

事務局から諮問文を朗読願います。

(諮問文を朗読)

川口会長

県からの諮問でありますので、県から説明をお願いいたします。

大槻副主査

和内共第1号の熊野川本流に係る遊漁規則の変更について、三重北山川漁業協同組合から変更認可申請がありましたので、資源管理課から説明させていただきます。

まず、三重北山川漁業協同組合について御説明いたします。

三重北山川漁業協同組合は、北山川神川漁業協同組合及び紀和町漁業協同組合が合併して新しく設立された漁協です。

なお、三重県に所在する漁協であります。熊野川は三重県、奈良県及び和歌山県の3県にまたがる河川となっていることから、和歌山県が三重県及び奈良県から委任を受け漁業権の登録事務を行っております。そのため、三重県の漁協ではございますが、和歌山県の当委員会にお諮りしております。

それでは、諮問事項の具体的な説明に入ります。

資料5の3ページの変更理由書を御覧下さい。

和内共第1号については、三重県、奈良県の漁協を含む現在6漁協の共同で免許している第五種共同漁業権であり、それぞれの漁協で同じ内容の遊漁規則が定められております。

6漁協のうちの三重県に所在する北山川神川漁業協同組合及び紀和町漁業協同組合が合併し、三重北山川漁業協同組合が設立されたことに伴い、現在認可されている北山川神川漁業協同組合及び紀和町漁業協同組合の遊漁規則を変更し、新漁協名である三重北山川漁業協同組合の遊漁規則に変更するものです。

次に、4ページの新旧対照表を御覧下さい。

変更箇所は漁協名のみであり、内容については従前の遊漁規則と同様の内容となっており、和内共第1号で免許している他4漁協と同様の内容となっております。

最後に、資料9ページを御覧下さい。遊漁規則の認可については、遊漁を不当に制限するものでないこと、遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用

川口会長

の額に比べて妥当であることが県の認可要件となっています。

今回の変更申請については、共同で免許している漁協間での合併であり、遊漁規則の名称のみの変更で、内容の変更もないことから、これらの要件を満たすものと考えられます。

本議案の説明は以上になります。御審議のほどよろしく願います。

ただいま、第5号議案について説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。

(各委員 意見、質問なし)

ないようですので、お諮りしたいと思います。第5号議案につきましては、諮問内容のとおり、異議がない旨の答申をしてよろしいでしょうか。

(各委員 異議なしの声)

異議なしということですので、本議案については、そのように決定します。

これで本日の議題はすべて終了しました。

他になにかございませんか。

特にないようなので、これで委員会を終了致します。本日は、ありがとうございました。

(午後5時3分 閉会)